

海外の飲食店等における道産品輸出用シンボルマークの使用について

令和4年(2022年)4月
北海道経済部経済企画局国際経済課

1 目的

海外の飲食店等において北海道産の農林水産物及び加工食品（以下、「道産食品」という。）を材料とする料理を提供する場合における道産品輸出用シンボルマーク（以下、「シンボルマーク」という。）の使用にあたっての取り扱いについて、次のとおり定める。

2 使用申請

海外の飲食店等での道産食品を材料とした料理の提供、販売などにあたり、シンボルマークを使用する者は、あらかじめ食材となる道産食品についてのシンボルマーク使用（変更）承認申請を行い、承認を得なければならない。

3 表示方法及び使用基準

(1) 表示方法について

シンボルマークを使用できる媒体は、道産食品を材料とした料理を紹介するメニュー表、ポスター、チラシ等（以下、「メニュー表等」という。）とし、使用にあたっては、料理に使用されている道産食品が特定できるよう、メニュー表等にその名称または名称や産地が判別できる写真等を掲載し、シンボルマークがその名称等と一体のものとして表示されていると認められる場合にのみ使用できるものとする。

(2) 対象となる道産食品について

シンボルマークの使用承認申請を行える道産食品は、次のいずれかとする。

- ア 既にシンボルマークの使用承認を得ているもの。
- イ 未承認であっても、承認を得ようとしている道産食品の生産または製造する者にその食材へのシンボルマークの使用について承諾を得ているもの。

(3) 使用承認の有効期間について

道産食品を材料とする料理を提供する場合におけるシンボルマークの使用承認の有効期間は、次のとおりとする。

- ア 承認済みの食材を飲食店等で使用する場合は、その食材の有効期間。
- イ 未承認の食材を飲食店等で使用する場合は、承認の日から起算して2年を経過する日の属する年度の3月末日まで。

(3) 適正使用について

シンボルマークの使用にあたっては、次のことを遵守すること。

- ア シンボルマークの表示にあたっては、道産食品を使用した料理自体や承認を得ていない他の食材が、シンボルマークの対象として誤解されることがないように適正に取り扱うこと。
- イ 料理の食材として承認を得た道産食品がその料理に使用できない場合は、その期間が一時的なものであっても、メニュー表等にシンボルマークの表示は行わないこと。
- ウ その他必要に応じて国際経済課長が指示すること。